

1 審査会の結論

四日市市長（以下「実施機関」という。）が、令和4年5月10日付け保険第154号で行った個人情報一部開示決定（整理番号第14号）において、非開示とした「喪失事由」及び「備考欄」は開示すべきである。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人（以下「請求人」という。）が四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）に基づいて令和4年4月26日付けで行った個人情報開示請求に対し、実施機関が令和4年5月10日付けで行った上記の個人情報一部開示決定（以下「本件決定」という。）について、これを取り消し、文書の開示を求めるものである。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書及び反論書で主張した内容の要旨は、①請求人自身が書いた覚えのない部分（マイナンバーの記載、運転免許証確認等の記載）があるので、届出の時に社保のぬける届出が必要ないのにしてなかった。代筆の許可のないのに公文書偽造と思われます。②備考欄を消すのは、公文書の偽造幫助になるのではないのか、消す行為はおかしい。というものである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書で主張した内容の要旨は、以下のとおりである。

(1)本件届出書の備考欄の記載内容については、請求人に開示することにより国民健康保険加入の判断に関わる内容であり、条例第14条第2号により非開示としたものである。

(2)本件届出書に記載されている内容のうち、請求人以外の第三者について記載された記録については、当該第三者の正当な権利利益を保護するため条例第14条第3号により非開示とした。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例は、個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定めるとともに、本市が保有する個人情報の開示等の権利を保障することにより、個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって基本的人権の擁護及び公正で民主的な市政の推進に寄与することを目的としている。

したがって、当審査会における具体的事案の審理に際しては、条例における個人情報保護の趣旨を尊重し、条例を厳正に解釈して、審議するものである。そして、当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、次のとおり判断する。

(2) 本件開示請求に係る記録について

本件開示請求に係る記録は、請求人の四日市市国民健康保険資格の取得及び喪失に関する事項の記載された届出書であり、実施機関は、非開示とした部分はそれぞれ条例第14条第2号、同条第3号に該当して非開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

ア 条例第14条第2号の該当性について

条例第14条第2号は、個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する情報で、請求者に開示をすることにより、当該又は同種の事務事業を行うことが著しく困難になると認められるため、請求者に知らせないことが正当と認められるものについては、開示しないことができることとしたものである。

本件届出書の喪失事由及び備考欄の記載が条例第14条第2号に該当するかを検討するため、当審査会にて非開示部分について検討を行った。

まず、喪失事由の記載を請求者に開示をしたとしても、請求人にとって既知の事実であり、また、実施機関から当該又は同種の事務事業を行うことが著しく困難になるとの具体的な主張もされていないことから、当審査会としては、喪失事由の記載は、条例第14条第2号に該当しないものとする。

次に、届出書の国民健康保険への加入の経緯等の記載とは、具体的には、平成30年7月31日付けの届出書の備考欄の記載のことであり、実施機関からは、届出書の備考欄に記載されている取扱いは国から出された通知等を踏まえて行っているもので、同種の事案では同様の取扱いがなされている旨の説明があり、弁明書においても、加入の経緯等の記載を開示することで、当該又は同

種の事務事業を行うことが著しく困難になるとの具体的な主張はなされなかった。そのため、当審査会においては、平成30年7月31日付け届出書の備考欄の記載を請求者に開示することにより、当該又は同種の事務事業を行うことが著しく困難になるとはいえないものとする。

イ 条例第14条第3号の該当性について

条例第14条第3号は、開示請求者以外の者（以下、「第三者」という。）の個人に関する情報であって、開示をすることにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれのあるときは、当該第三者の正当な権利利益を保護するため、非開示とすることを定めたものである。

平成30年10月26日付け届出書には、第三者が請求人の国民健康保険の資格を喪失した旨の届出をしたことが伺われるため、届出人欄については、条例第14条第3号に該当する。

ウ その他請求人の主張について

請求人は、届出書に記載していない部分に記載があることは偽造である旨の主張をするが、審査会は、諮問機関の諮問に応じ、審査請求について調査審議することが求められており（四日市市情報公開・個人情報保護審査会設置条例第3条第1項第1号）、また、行政不服審査法に基づく審査請求は、処分の違法性又は不当性の判断を行うものと解される。

本件審査請求の趣旨は、前述のとおり、部分開示決定を取り消す裁決を求めるものである。そこで、当審査会としては、行政文書の非開示部分が条例上の非開示事由に該当するかの調査審議を求められているのであり、届出書の記載部分を請求人が記載したのか第三者が記載したのかの判断をすることは求められていないものと思料する。

よって、当審査会では、届出書の記載について請求人が記載したのか否かは調査審議の対象には該当しないものとする。

以上のことから、「1 審査会の結論」のように判断する。

6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和5年6月23日	・ 諮問書受理
令和5年7月14日	・ 審議（令和5年度第2回審査会合議体）

令和5年8月23日	・審議（令和5年度第3回審査会合議体）
令和5年8月30日	・審議（令和5年度第4回審査会合議体）
令和5年9月27日	・審議（令和5年度第5回審査会合議体）
令和5年10月31日	・審査請求人による口頭意見陳述及び審議 （令和5年度第6回審査会合議体）
令和5年12月8日	・審議（令和5年度第7回審査会合議体）
令和6年1月19日	・審議（令和5年度第8回審査会合議体）
令和6年2月21日	・審議（令和5年度第9回審査会合議体）
令和6年4月9日	・審議（令和6年度第1回審査会合議体）
令和6年6月4日	・審議（令和6年度第2回審査会合議体）
令和6年7月9日	・審議（令和6年度第3回審査会合議体）
令和6年9月17日	・審議（令和6年度第4回審査会合議体）

経緯（参考）

令和4年4月26日 個人情報開示請求

令和4年5月10日 個人情報一部開示決定

令和4年5月10日 審査請求

令和4年6月22日 弁明書

令和4年7月12日 反論書